

福岡県公報

平成26年10月21日
第3638号

目次

告示 (第877号 - 第881号)

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 1
- 都市計画事業の認可 (公園街路課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 5

教育委員会

- 技能教育のための施設の所在地の変更 (教育庁高校教育課) 6

告示

福岡県告示第877号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第

3項の規定により公示する。

平成26年10月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 遠久谷(3)
- 2 区域の所在地 八女市立花町遠久谷字大宮司田、字百田道、字陣床
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から20号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と20号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
八女市立花町遠久谷字大宮司田	344番地先道路敷	1号
	346番	2号
	348番	4号から6号まで
	366番1	7号
	366番3	8号
	368番	9号
	376番1地先道路敷	12号
	363番	13号及び14号
	361番1地先河川敷	15号
	355番1	16号
	355番1地先道路敷	17号
	338番	18号
八女市立花町遠久谷字百田道	343番	19号及び20号
	447番	10号
八女市立花町遠久谷字陣床	444番3	11号
	867番8	3号

福岡県告示第878号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年10月21日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業 1・4・9号 戸畑枝光線（戸畑～牧山）

北九州都市計画道路事業 7・6・3号 元宮南鳥旗線

3 事業施行期間

平成26年10月8日から平成37年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

北九州市戸畑区大字戸畑、川代一丁目、元宮町、明治町、南鳥旗町、汐井町、銀座一丁目、牧山海岸地内

(2) 使用の部分

北九州市戸畑区牧山海岸地内

福岡県告示第879号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年10月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

朝 倉	県道	甘 木 田主丸 線	前	朝倉市鶏木344番9先から 朝倉市片延58番1先まで	8.0 ～ 15.2	386.5
			後	朝倉市鶏木344番9先から 朝倉市片延58番1先まで	8.0 ～ 20.4	386.5

福岡県告示第880号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年10月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	竹 野 志塚島 線	前	久留米市田主丸町以真恵 209番3先から 久留米市田主丸町以真恵 309番1先まで	4.8 ～ 11.8	498.0
			後	久留米市田主丸町以真恵 209番3先から 久留米市田主丸町以真恵 309番1先まで	7.5 ～ 46.0	498.0

福岡県告示第881号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年10月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	久留米 城島線 大川	前	久留米市城島町浜473番 2先から 久留米市城島町城島649 番先まで	5.8 ～ 14.9	235.0
			後	久留米市城島町浜473番 2先から 久留米市城島町城島649 番先まで	5.8 ～ 14.9	235.0
			後	久留米市城島町浜473番 2先から 久留米市城島町城島649 番先まで	5.8 ～ 43.2	248.0

公 告**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月21日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成26年10月7日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人大野城市ひとり親家庭サポートくらぶ
 - 代表者の氏名
平 ヒロ子
 - 主たる事務所の所在地

大野城市曙町二丁目3番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、母子家庭及び寡婦等に対して日常生活支援事業を行い、また、母子家庭・寡婦等が高齢者や障害者の方に対する生活支援を行うことにより、地域社会に貢献すると共に自らの自立促進を支援することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年10月21日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字萩原432番7
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市俗明院二丁目13番18号-B202
帆足 充史

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年10月21日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成26年10月1日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン大牟田（本棟）
 (2) 所在地 大牟田市東新町一丁目7番ほか
 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
第1駐車場	236台	第1駐車場	267台
第2駐車場	57台	第2駐車場	57台
第3駐車場	92台	第3駐車場	97台
3階駐車場	676台	3階駐車場	676台
屋上駐車場	448台	屋上駐車場	448台
第4駐車場	212台	第4駐車場	0台
本棟合計	1,721台	本棟合計	1,545台
別棟駐車場	400台	別棟駐車場	391台
スポーツ棟駐車場	209台	スポーツ棟駐車場	198台
別棟合計	609台	別棟合計	589台
小計	2,330台	小計	2,134台
併設施設用	△45台	併設施設用	—
合計	2,285台	合計	2,134台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口の数	位置	出入口の数	位置
9	本棟第1駐車場、 本棟第2駐車場、 本棟3階駐車場、 本棟屋上駐車場、 本棟第3駐車場、 本棟第4駐車場、 別棟駐車場	8	本棟第1駐車場、 本棟第2駐車場、 本棟3階駐車場、 本棟屋上駐車場、 本棟第3駐車場、 別棟駐車場

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年10月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 古賀市筵内字大道添315番2、315番3、315番5から315番7、316番1、316番2、317番1から317番3まで、322番2、322番6、322番8、322番10及び322番11

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区唐原三丁目9番3

乙藤 満

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年10月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

柳川市東蒲池字蓮池1518番1、1518番3、1519番1、1520番、1521番、1524番1、1527番、1539番1、1540番1、1540番11及び1540番18並びに字門前1529並びに字瀉1541番、1542番1から1542番3、1543番、1544番、1545番、1546番・1547番・1548番合併3、1546番1、1546番4及び1549番1

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

三潞郡大木町大字高橋518番地

株式会社 アスタラビスタ

代表取締役 松永 修

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模

小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年10月21日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年10月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス芦屋山鹿店

(2) 所在地 遠賀郡芦屋町山鹿101番1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成27年6月3日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,878.85平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗西側	76

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗南西側	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗北西側	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗建物内北西側	11.80

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地北側、敷地北西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年10月21日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年10月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス筑後北店

(2) 所在地 筑後市大字熊野76-1、77-1、78-2

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成27年6月3日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,867.5平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗北側	75

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗西側	19

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗北東側	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗建物内北東側	11.78

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地北西側、敷地北東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

教育委員会

福岡県教育委員会告示第6号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設として指定した次の施設から、所在地の変更の届け出があったので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により次のように告示する。

平成26年10月21日

福岡県教育委員会

名称	北九州自由高等学院
旧所在地	北九州市小倉北区弁天町5番8号
新所在地	北九州市小倉北区弁天町2番8号
変更年月日	平成26年9月1日